

長崎市教育委員会告示第12号

長崎市立長崎商業高等学校教職員の部活動における自家用自動車等の使用に関する要綱を次のように定める。

令和8年6月5日

長崎市教育委員会教育長 西本 徳 明



長崎市立長崎商業高等学校教職員の部活動における自家用自動車等の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長崎市立長崎商業高等学校（以下「長崎商業高等学校」という。）の教職員が自家用自動車、マイクロバス及びレンタカー（以下「自家用自動車等」という。）を対外運動競技を含む学校管理下の教育活動として行われる部活動（以下「部活動」という。）に使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教職員 長崎市立学校職員の給与、勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成3年長崎市条例第14号。以下「給与等条例」という。）第2条第1項第1号及び第4号並びに第5号に規定する者をいう。
- (2) 自家用自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車で教職員（教職員と生計を一にする家族を含む。）が所有するもの（割賦販売法（昭和36年法律第159号）によ

る割賦販売等により購入し、所有権が留保されているものを含む。)

- (3) マイクロバス 同窓会又は後援会、保護者会等が所有する大型バス以外の大型乗用自動車及び特定中型乗用車
- (4) レンタカー 運輸局から自家用自動車有償貸渡業の認可を受けた者が取り扱う車両（中型自動車及び普通自動車）
- (5) 対外運動競技 高等学校体育連盟、高等学校野球連盟及び高等学校文化連盟が主催・共催する大会等
- (6) 公務旅行 部活動のうち、自家用自動車等を対外運動競技の公務のための旅行に使用するものをいう。

（自家用自動車等の使用）

第3条 旅行命令権者（部活動のうち、対外運動競技の場合には、「教育長」をいい、対外運動競技以外の場合には「校長」をいう。以下同じ。）は、公共交通機関の利用ができない場合や、自家用自動車等の使用によって効率的な活動ができると認められる場合に限り、自家用自動車等を使用させることができる。

（登録の申請）

第4条 前条の規定により自家用自動車等を部活動又は公務旅行に使用する教職員は、あらかじめ次の申請書により、必要な書類を添えて旅行命令権者に申請し、承認を受けなければならない。

- (1) 自家用自動車を使用する場合 公務旅行・部活動に使用する自家用自動車登録申請書（第1-1号様式）
- (2) マイクロバスを使用する場合 公務旅行・部活動に使用するマイクロバス登録申請書（第1-2号様式）
- (3) レンタカーを使用する場合 公務旅行・部活動に使用するレンタカー登録申請書（第1-3号様式）

2 前項の必要な書類は、次に掲げる書類の写しとする。

- (1) 運転免許証
- (2) 前項各号に係る自動車検査証（検査した内容がわかる書類も可とする。）
- (3) 前項各号に係る自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第5条に規定する責任保険又は責任共済（以下「責任保険等」という。）及び任意保険の証書

3 登録する自家用自動車等には、責任保険等のほか、次に掲げる任意保険の契約が有効に締結されていなければならない。

- (1) 対人保険の賠償額 無制限（免責設定なし）
- (2) 対物保険の賠償額 無制限（免責設定なし）
- (3) 生徒を同乗させる車両にあつては、人身傷害補償保険の賠償額 無制限（免責設定なし）。ただし、マイクロバスを使用する場合は2億円（免責設定なし）、レンタカーを使用する場合は5000万円（免責設定なし）とする。

（登録事項の変更、取消し）

第5条 前条の承認を受けた教職員は、承認を受けた自家用自動車等（以下「登録自家用自動車等」という。）について、その申請内容に変更があつたときは前条の規定を準用して変更の承認を受けなければならない。

2 前条の承認を受けた教職員は、登録自家用自動車等の登録を取り消すときは、速やかに、公務旅行・部活動に使用する自家用自動車等登録取消申請書（第2号様式）により旅行命令権者に届け出なければならない。

（使用の承認等）

第6条 教職員は、登録自家用自動車等を部活動又は公務旅行に使用しようとするときは、その都度、自家用自動車等使用申請（承認）簿（第3

号様式)により、旅行命令権者の承認を得なければならない。ただし、公務旅行の場合はその旨を記載した「出張伺」を提出して承認を得ることに代えることができる。

- 2 公務旅行において、生徒を同乗させる場合は、出張伺に「生徒同乗」の旨を記載し、同乗させる生徒を明記し、又は生徒名簿を添付しなければならない。その他部活動において生徒を同乗させる場合は、前項に規定する第3号様式に「生徒同乗」の旨を記載し、同乗させる生徒氏名を明記、又は生徒名簿を添付しなければならない。
- 3 旅行命令権者は、第1項の規定による申請があった場合において、当該教職員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の承認をしてはならない。
 - (1) 自家用自動車等を運転する教職員（以下「運転者」という。）が運転免許取得後1年を経過していない場合
 - (2) 運転者が運転の経験が浅くその技術が未熟である場合
 - (3) 運転者の傷病、過労、睡眠不足その他の理由で心身の状態が運転するのに適当でないと認められる場合
 - (4) 運転者1人当たりの1日の運転時間が合計6時間を超える場合
 - (5) 運転が深夜に及ぶ場合
 - (6) 気象条件や道路条件等、運転環境が悪く、安全な運転ができないと判断される場合
 - (7) 登録自家用自動車等の点検及び整備が適切になされていない場合
 - (8) 道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車等若しくは同条第3項に規定する原動機付自転車の運転により事故を起こし、又は罰金刑に処せられてから1年を経過していない場合
 - (9) 運転用務のみを行う目的で登録自家用自動車等を使用しようとする

場合

(10) その他、旅行命令権者が登録自家用自動車等の使用が適当でないと認める場合

(教職員や生徒の同乗)

第7条 旅行命令権者は、前条第1項の規定による承認を受けた教職員以外の教職員（以下「他の教職員」という。）から、当該教職員が部活動又は公務旅行に使用する登録自家用自動車等（自動二輪車を除く。以下この条において同じ。）に同乗し、部活動又は公務旅行（第2条第1項第6号の規定に該当する場合に限る。）をしたい旨の申し出があったときは、当該教職員と用務地が同じであることその他の理由に該当し、かつ公務遂行上効率的であると認めるときに限り、その申し出について承認をすることができる。

2 前条第1項の規定は、前項の申し出をしようとする他の教職員について準用する。

3 旅行命令権者は、運転者が部活動において生徒を登録自家用自動車等に同乗させ引率することが適当と認められ、かつ、次条の要件を満たす場合に、長崎商業高等学校の生徒に限り登録自家用自動車等に同乗させることを承認することができる。

4 運転者は、第1項から第3項までの規定による承認があったときを除き、登録自家用自動車等を部活動又は公務旅行に使用するとき、当該登録自家用自動車等に他人を同乗させてはならない。

(保護者承諾書の提出等)

第8条 部活動の顧問は、前条第3項により生徒を登録自家用自動車等に同乗させる場合は、年度当初のできるだけ早い時期に、生徒や保護者に対して、部活動の主な年間活動計画により、対外遠征（県内外の各種大会及び

練習試合等への参加、宿泊を伴う活動等）及び通常の活動において自家用自動車等へ生徒が同乗する場合があることを説明し、並びに、事故の際の賠償範囲や連絡体制について、保護者の承諾を書面で得なければならない。

（運転者の責務等）

第9条 運転者は、登録自家用自動車等を使用するときは、次の事項を守らなければならない。また、旅行命令権者は、運転者に対し交通事故を未然に防止するため、適切な指導を行わなければならない。

- (1) 交通法規を遵守し、無理のない計画と安全運転を心がけること。
- (2) 健康管理に留意し、心身の状態がすぐれないときは運転しないこと。
- (3) 登録自家用自動車等の点検及び整備に万全を期すこと。
- (4) 引率する生徒の保護者及び関係機関等の連絡先を携行すること。

2 旅行命令権者は、前項各号に掲げる事項について、必要な指導及び監督を行わなければならない。

（旅費）

第10条 公務旅行に係る経費は、給与等条例第9条の定めるところによる。ただし、第7条第1項の承認を受け登録自家用自動車等に同乗する他の教職員に対しては、登録自家用自動車等に係る当該旅費は支給しない。

（事故発生時の措置）

第11条 運転者及び同乗する他の教職員が、部活動又は公務旅行において、当該登録自家用自動車等の運転に伴う事故の当事者となったときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第1項の規定により必要な措置を講じ、かつ、直ちに旅行命令権者にその事故の状況を報告しなければならない。ただし、その事故による負傷等やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 旅行命令権者は、前項の規定により報告を受けたときは、直ちに、その事故の実態を調査し、教育委員会に報告しなければならない。

(損害賠償)

第12条 登録自家用自動車等を部活動又は公務旅行に使用した運転者が当該登録自家用自動車等の運転に伴う事故により他人に損害を与えたときは、当該登録自家用自動車等に係る責任保険等及び任意保険によりその損害の賠償をするものとする。

2 長崎市は、前項の損害賠償の額が同項の責任保険等及び任意保険の保険金の額を超えるときは、その超える部分について負担するものとする。

3 長崎市は、前項の規定により損害の賠償をした場合において、当該損害が運転者の故意又は重大な過失により生じたものであると認めるときは、当該賠償をした額の範囲内において当該運転者に求償するものとする。

4 長崎市は、登録自家用自動車等の損害については一切の責任を負わない。

(運転者が負傷した場合等の補償)

第13条 運転者（同乗する他の教職員を含む。）が、部活動又は公務旅行において、登録自家用自動車等使用中の事故により負傷し、又は死亡したときは、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところにより必要な補償を行うものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。